

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第56号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第58号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第59号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第61号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第62号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第63号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 9 議案第64号 山ノ内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 10 議案第65号 山ノ内町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 11 議案第66号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第67号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第68号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定について
- 14 陳情第8号 免税軽油制度の継続を求める陳情書
- 15 陳情第10号 免税軽油制度の継続を求める陳情書
- 16 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査について（陳情第12号）
- 17 陳情第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書
- 18 陳情第11号 要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行すること等についての意見書提出に関する要望書
- 19 陳情第13号 「冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書」提出に関する陳情書
- 20 発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 21 発委第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について
- 22 発委第10号 第9期介護保険制度改正に関する意見書の提出について
- 23 発委第11号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の提出について
- 24 発委第12号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について
- 25 発委第13号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費又は費

用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

- 26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 27 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 28 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
 - 29 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

1番	塚田一男君	7番	高田佳久君
2番	湯本るり子君	8番	渡辺正男君
3番	白鳥金次君	9番	山本光俊君
4番	山本岩雄君	10番	西宗亮君
5番	湯本晴彦君	11番	小林克彦君
6番	布施谷裕泉君	12番	徳竹栄子君

○ 欠席議員次のとおり（1名）

13番 高山祐一君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 古幡哲也 議事係長 湯本 寿

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	増田隆志君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	宮崎弘之君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	山本和幸君
教育次長	小林元広君	消防課長	湯本睦夫君
危機管理課長	町田昭彦君		

(開 議)

(午後 2時00分)

副議長（徳竹栄子君） 本日は、ご苦労さまです。

初めに申し上げます。

議長の高山祐一君から、体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により当職が議長の職を行います。

ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

副議長（徳竹栄子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、12月13日の議会運営委員会に、議会側から6件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

-
- 1 議案第56号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 議案第58号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第59号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第61号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 7 議案第62号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第63号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
 - 9 議案第64号 山ノ内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

副議長（徳竹栄子君） 議事に入ります。

日程第1 議案第56号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9 議案第64号 山ノ内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてまでの9議案を一括上程し、議案とします。

ただいまの9議案につきましては、去る12月7日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので委員長から審査の報告を求めることにします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇)

総務産業常任委員長（湯本晴彦君） 5番 湯本晴彦。

それでは、委員会の審査報告を報告させていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和4年12月16日

山ノ内町議会議長 高山 祐一 様

総務産業常任委員長 湯本 晴彦

1. 委員会開催月日 令和4年12月8日
2. 開催場所 第1・2委員会室
3. 審査議案

議案第56号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第64号 山ノ内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

(以上9件 令和4年12月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

補足をさせていただきます。

一連のこの条例改正は、令和5年度から段階的に65歳へ定年引上げするために関連した条例改正です。また、管理監督職の上限年齢を60歳とし、それに伴い役職定年による役職を下げる、いわゆる降任する際の細かい条例を定めたり、特例を定めたりしてあります。

これまで、定年後、再任用された職員は、再任用職員として採用できることとしていましたが、定年が65歳となることから、60歳に達した以降に退職した再任用となった人に対しては、定年前再任用短時間勤務職員と新たに定義されました。

また、これらに伴い60歳時点の7割の給与になることや、給食調理員など技能職の給料表を新たに設定したり、語句の修正や該当条項が変わることの修正など、一連の変更における条例改正になります。

なお、議案第64号については、軽微な訂正がありましたので、報告してあります。

なお、審査については、訂正したものについて審査を行いました。なお、この64号の条例改正については、加齢に伴う身体機能の低下や安全確保などの見地から働きやすい環境を維持するために部分的な休業を取れるようにするものです。

これら全てについて、60歳を迎える該当者への情報提供や意思の確認などについて、細かいところまで定められており、また、安全衛生確保など、細部など想定されてつくられていると判断し、全会一致で全て可決すべきものとして決定いたしました。

以上、報告を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

副議長（徳竹栄子君） これより委員長報告に対し、一括質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第56号について、討論を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第56号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第56号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、議案第56号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号について、討論を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第57号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第57号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第58号について、討論を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第58号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第58号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長(徳竹栄子君) 起立全員です。

したがって、議案第58号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第59号について、討論を行います。

(発言する者なし)

副議長(徳竹栄子君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第59号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第59号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長(徳竹栄子君) 起立全員です。

したがって、議案第59号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第60号について、討論を行います。

(発言する者なし)

副議長(徳竹栄子君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第60号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第60号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長(徳竹栄子君) 起立全員です。

したがって、議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第61号について、討論を行います。

(発言する者なし)

副議長(徳竹栄子君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第61号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第61号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長(徳竹栄子君) 起立全員です。

したがって、議案第61号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第62号について、討論を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第62号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第62号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、議案第62号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第63号について、討論を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第63号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第63号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、議案第63号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第64号について、討論を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第64号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第64号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、議案第64号 山ノ内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

10 議案第65号 山ノ内町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

11 議案第66号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について

12 議案第67号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について

13 議案第68号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定について

副議長（徳竹栄子君） 日程第10 議案第65号 山ノ内町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから、日程第13 議案第68号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定についての4議案を一括上程し、議案とします。

ただいまの4議案につきましては、去る12月7日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので委員長から審査の報告を求めることにします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇）

総務産業常任委員長（湯本晴彦君） 5番 湯本晴彦。

それでは、委員会の審査について報告いたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和4年12月16日

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一 様

総務産業常任委員長 湯 本 晴 彦

1. 委員会開催月日 令和4年12月8日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審査議案

議案第65号 山ノ内町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第66号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定について

（以上4件 令和4年12月7日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

補足説明をいたします。

まず、議案第65号ですが、これは、山ノ内町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてということで、これは国の上位法が統合されたために、国の法律で見れる部分が増え、足りない部分を町の条例で定める必要があり、これまでの山ノ内町個人情報保護条例を廃止し、手数料徴収条例の一部改正、山ノ内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の

一部改正をして、新たに法律施行条例を制定したものです。

国の上位法が統合されて、それでほとんどの部分がカバーできるということになりましたので、あとは町で見れるところだけを新たにつくるということで、全会一致で可決すべきものとして決定いたしました。

次の、議案第66号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは、地域おこし協力隊の報酬の改定になります。

地域おこし協力隊は、会計年度任用職員と身分を同じにしておりますが、着任時がばらばらなため、期末手当の基準日がそれぞれ違ってしまうことにより、期末手当が不均等になるということから、期末手当分も見込んで、月額を23万3,300円と変更することで、期末手当をなくし、不均衡を解消するための改正ということになります。

これにより、公平性が増すことと、町としても事務作業の軽減につながるということです。ただ、委員会では頑張った協力隊員には勤勉手当などを出してプラスすることも今後検討する余地があるという意見もあり、全員が均等となるだけではなく、インセンティブ的な部分も検討していくべきではないかという意見も出ました。

いずれせよ、協力隊員、町、双方にとってよいということで全会一致で可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第67号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これまで、町長選については、丸のハンコを押す形式でありましたが、昨今の新型コロナウイルス感染対策を考えると、ハンコの消毒作業などを毎回毎回やるというのは、とても厳しいという観点から、記名式を取れるように条例を変更するものであります。

来年の町長選から変更していくために、今議会で改正の上程となりました。こちらも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次の、議案第68号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定についてです。昭和48年に建設された須賀川の生活改善センターが平成28年の公共施設の総合管理計画の中で、15%の削減目標の一つに入り、解体されたことによる条例の廃止です。もともとは、農村の生活改善や経済力向上のために設置されましたが、その当初の目的が果たされたこと、須賀川ふれあいセンターもできたこともあり、そして、実際に解体もされていて、建物もないということで、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。なお、解体費は960万円ということでした。

以上で報告を終わります。皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

副議長（徳竹栄子君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第65号 山ノ内町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について質疑を行います。
(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第65号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第65号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、議案第65号 山ノ内町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第66号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第66号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第66号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、議案第66号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第67号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第67号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第67号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、議案第67号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第68号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定について質疑を行います。
(発言する者なし)

副議長(徳竹栄子君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
(発言する者なし)

副議長(徳竹栄子君) 討論なしと認め、討論を終わります。
議案第68号を採決します。
本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。
議案第68号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(全員起立)

副議長(徳竹栄子君) 起立全員です。

したがって、議案第68号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

14 陳情第 8号 免税軽油制度の継続を求める陳情書

15 陳情第10号 免税軽油制度の継続を求める陳情書

副議長(徳竹栄子君) 日程第14 陳情第8号 免税軽油制度の継続を求める陳情書及び日程第

15 陳情第10号 免税軽油制度の継続を求める陳情書の2件を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る11月30日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることとします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇)

総務産業常任委員長(湯本晴彦君) 5番 湯本晴彦。

それでは、委員会の陳情審査の報告をさせていただきます。

令和4年12月16日

山ノ内町議会議長 高山 祐 一 様

総務産業常任委員長 湯本 晴彦

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第8号
2. 受理年月日 令和4年9月13日

3. 件 名
(陳情第8号) 免税軽油制度の継続を求める陳情書
陳 情 者 山ノ内町大字平穩7148
一般社団法人 志賀高原索道協会
代表理事 若林 陽一
4. 付託年月日 令和4年11月30日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
続いて、第10号の審査報告書を読みます。

令和4年12月16日

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一 様

総務産業常任委員長 湯 本 晴 彦

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第10号
2. 受理年月日 令和4年11月17日
3. 件 名
(陳情第10号) 免税軽油制度の継続を求める陳情書
陳 情 者 山ノ内町大字夜間瀬12713-94
株式会社マックアース X-J AM高井富士 代表取締役 一ノ本 達己
山ノ内町大字夜間瀬7078
株式会社マックアース よませ温泉スキー場 代表取締役 一ノ本 達己
山ノ内町大字夜間瀬11700
株式会社北志賀竜王 代表取締役 西口 昌司
山ノ内町大字夜間瀬11494
北志賀藤田観光株式会社 代表取締役 藤田 健太郎
4. 付託年月日 令和4年11月30日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
補足説明をさせていただきます。

免税軽油制度ですけれども、軽油の引取税は軽油を購入する際に課される県税であります。平成21年度より、道路建設等を目的とする目的税から、用途を特定しない普通税に移行し、原則全ての軽油が課税対象となりました。

しかし、従来免税となっていた用途の軽油の課税については、特例措置として課税が4度にわたり延長されてきました。この免税対象の中にスキー場における圧雪車とファンタイプの人

工降雪機が含まれます。その次の期限が令和6年3月31日までとなっておりまして、それを延長する要請の陳情ということになります。

委員会では、圧雪車と降雪機で軽油が課税となった場合の予想として、費用増が数千万円になることが考えられるということで、昨今の経済状況などを鑑みても、当町にとって大変大きな問題であるということで、免税を継続すべきということで全会一致で採択すべきものとして決定しました。

なお、陳情第10号は同じ内容の陳情なので、みなし採択として決定しております。

以上で報告を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

副議長（徳竹栄子君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第8号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、陳情第8号 免税軽油制度の継続を求める陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第10号について申し上げます。

既に、同じ内容の陳情第8号が採択されておりますので、陳情第10号は委員長報告のとおり採択されたものとみなします。

16 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査について（陳情第12号）

副議長（徳竹栄子君） 日程第16 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査について（陳情第12号）を上程し、議題とします。

本件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、総務産業常任委員長から会議規則第75条の規定によって、継続審査の申出がありました。

お諮りします。

陳情第12号について、総務産業常任委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

副議長（徳竹栄子君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査について（陳情第12号）は、総務産業常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

17 陳情第 9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書

18 陳情第11号 要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行すること等についての意見書提出に関する要望書

19 陳情第13号 「冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書」提出に関する陳情書

副議長（徳竹栄子君） 日程第17 陳情第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書から、日程第19 陳情第13号 「冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書」提出に関する陳情書までの3件を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る11月30日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

白鳥社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 白鳥金次君登壇）

社会文教常任委員長（白鳥金次君） 3番 白鳥金次。

それでは、陳情第9号についてご報告いたします。

令和4年12月16日

山ノ内町議会議長 高山 祐一 様

社会文教常任委員長 白鳥 金次

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第9号
2. 受理年月日 令和4年11月30日
3. 件名
（陳情第9号） 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書
陳情者 長野市高田276-8
長野県医療労働組合連合会
執行委員長 小林 吟子
4. 付託年月日 令和4年11月30日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査の過程について若干説明させていただきます。

陳情の要旨は、新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず、入院できない医療崩壊や介護を受けたくても受けられない介護崩壊が現実となっている今、安全・安心の医療・介護実現のために必要な人員体制の確保と、公立・公的病院や保健所の拡充と機能強化を国に対して意見の提出を求めるものです。

委員会の意見の中には、ここに来て全国的に確保病床使用率が上昇してきている。コロナ以前においても手薄な医師や看護師、介護職員や保健師の中で感染症や災害対策に備えるためには、国においては早急に取り組むべき、また、介護事業者の倒産が過去最高になろうとしている。当町でも、一事業者が閉鎖された。その原因は、コロナ禍に見舞われ、施設の利用控えが進む一方で、物価高などの経営コストは上昇し、人手不足も重なった負の連鎖によることなど等の意見がありました。

審査の中で、陳情の趣旨はもっともだという意見が多数を占め、採決した結果、全会一致で採択するものと決定しました。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

続きまして、陳情第11号についてご報告いたします。

令和4年12月16日

山ノ内町議会議長 高山 祐一 様

社会文教常任委員長 白鳥 金次

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第11号
2. 受理年月日 令和4年11月17日
3. 件名
(陳情第11号) 要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行すること等についての意見書提出に関する要望書
陳情者 長野市篠ノ井2337-1
公益社団法人 認知症の人と家族の会 長野県支部
代表理事 鈴木 森夫
長野県支部代表 伝田 景光
4. 付託年月日 令和4年11月30日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査の過程について若干説明させていただきます。

陳情の要旨は、今、国の社会保障審議会において、2024年度、令和6年度より始まる介護保

険制度第9期の改正案が提案され、中でも要介護1、2の人の生活援助等を介護保険制度の給付対象から外し、市町村の支援事業、総合事業に移行するという提案は、市町村の財政負担増と利用者の利用料負担増になることから、提案を取り下げるよう意見書に組み入れ、提出を求めたものです。

委員会には、健康福祉課の担当職員に出席をいただき、改正案の総合事業への移行が当町に及ぼす影響、また問題点等を聞き取りをしてから審査に入りました。

委員会の意見の中には、ケアプラン作成の有料化は利用したくても、利用を控えることにつながり、要介護高齢者の在宅復帰を目指す芽を摘み取ってしまうことになる。また、低所得者の利用者の生活がさらに苦しくなったり、維持ができなくなることがないように慎重に検討していく必要があるなどがありました。

審査の中で、陳情の趣旨はもっともだという意見が多数を占め、採決した結果、全会一致で採択すべきものとして決定しました。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

続きまして、陳情第13号について報告いたします。

令和4年12月16日

山ノ内町議会議長 高山 祐一 様

社会文教常任委員長 白鳥 金次

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第13号
2. 受理年月日 令和4年11月22日
3. 件名
(陳情第13号) 「冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書」提出に関する陳情書
陳情者 山ノ内町大字平穏4407-4
日本国民救援会 長野県本部 中高支部
支部長 土屋 信行
4. 付託年月日 令和4年11月30日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査の経過について若干ご説明させていただきます。

陳情の趣旨は罪を犯していない人が誤った捜査、裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、場合によっては人生や命までも奪われる冤罪は国家による最大の人件被害であり、速やかに救済されなければならない。

再審無罪となった冤罪事件のほとんどは検察や警察が無罪方向の証拠を公判に提出しなかったことが挙げられ、再審開始決定に対し、上訴して取下げを申立てるのは裁判を長引かせ、無実の人を苦しめることになり、再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正することなど、国に対して意見の提出を求めるものです。

委員会の中では、法律改正の2点について意見が出ました。

1つは、証拠開示、つまり検察が持っている証拠を全て明らかにする法律。もともとの裁判では明らかにされなかった証拠、つまり検察によって隠された証拠が再審請求で初めて明らかになって、やり直しの裁判、つまり再審が認められ、無罪となった事件がたくさんあるということ。

また、確定判決に疑いが生じることを示す新証拠の多くが、もともとの裁判で検察官や弁護士や裁判官に対して明らかにしていなかった古い証拠の中にあるということ。だから、古い証拠の全てを明らかにする必要があるというのが1つ目の意見です。

2つ目には、裁判所の再審決定に対する裁判官の不服申立てができない制度に改正する法律です。再審開始決定が出たら裁判のやり直しをすぐ始める。裁判官は不服があれば、そのやり直しの裁判で改めて有罪を主張して争えばいい。それでこそ無実の人を1日も早く救済できるという意見です。

討論においては、法律の内容を十分に理解するために、時間をかけて議論をしていったほうがよいのではないか、その意味で継続審査にすると発言がありました。また、一刻も早く実現しなければならないのは、無実の罪でその自由を奪われた人、死刑事件においては、死刑執行が行われる前に救済しなければならない人たちがいるという発言があります。

採決した結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

副議長（徳竹栄子君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

陳情第9号について質疑を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第9号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、陳情第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳

情書は、社会文教常任委員長からの報告のとおり採択とすることに決定しました。

陳情第11号について質疑を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第11号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、陳情第11号 要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行すること等についての意見書提出に関する要望書は、社会文教常任委員長からの報告のとおり採択とすることに決定しました。

陳情第13号について質疑を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第13号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、陳情第13号 「冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書」提出に関する陳情書は、社会文教常任委員長からの報告のとおり採択とすることに決定しました。

20 発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

副議長（徳竹栄子君） 日程第20 発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇)

総務産業常任委員長(湯本晴彦君) 5番 湯本晴彦。

それでは、意見書について、発委第8号を読み上げます。

発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和4年12月16日 提出

総務産業常任委員長 湯本晴彦

令和4年12月 日 議決

山ノ内町議会議長 高山祐一

それでは、意見書を読み上げます。

免税軽油制度の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正より、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い道路の使用に直接関連しない農林業用機械、船舶、採石場内の重機などに使われる軽油について設けられている免税制度はこれまで4度にわたり延長措置されたが、令和6年3月末で廃止される状況にある。

特に、当町の冬の観光を支えてきたスキー場においては、ゲレンデ整備で使う圧雪車や降雪機(ファンタイプ)に使用する軽油が免税となっており、利用者の減少など、厳しい環境にあるスキー場の経営維持に不可欠なものとなっている。

しかしながら、免税制度が廃止されれば、スキー場の経営はさらに厳しいものとなり、当町の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

よって、国においては、免税軽油制度を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様
財務大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
観光庁長官 様

長野県山ノ内町議会議長 高山 祐一

以上で報告を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

副議長（徳竹栄子君） 発委第8号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第8号を採決します。

発委第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、発委第8号 免税軽油の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

2 1 発委第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

副議長（徳竹栄子君） 日程第21 発委第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白鳥社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 白鳥金次君登壇）

社会文教常任委員長（白鳥金次君） 3番 白鳥金次。

ただいまご賛同いただきまして、ありがとうございます。

それを受けての発委でございます。

発委第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和4年12月16日 提出

社会文教常任委員長 白鳥金次

令和4年12月 日 議決

山ノ内町議会議長 高山祐一

それでは、意見書を朗読いたします。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」

や介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなければならない過酷な長時間夜勤や寝る間もない極端に短い勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など、機能強化を強く求めます。

私たちは、安全・安心の医療・介護の実現のために、下記の事項について国に要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本亭に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交代制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交代制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者、利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月 日

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

長野県山ノ内町議会議長 高山 祐一

皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

副議長（徳竹栄子君） 発委第9号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

副議長(徳竹栄子君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第9号を採決します。

発委第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長(徳竹栄子君) 起立全員です。

したがって、発委第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

22 発委第10号 第9期介護保険制度改正に関する意見書の提出について

副議長(徳竹栄子君) 日程第22 発委第10号 第9期介護保険制度改正に関する意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白鳥社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 白鳥金次君登壇)

社会文教常任委員長(白鳥金次君) 3番 白鳥金次。

発委第10号 第9期介護保険制度改正に関する意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和4年12月16日 提出

社会文教常任委員長 白鳥金次

令和4年12月 日 議決

山ノ内町議会議長 高山祐一

それでは、意見書を朗読いたします。

第9期介護保険制度改正に関する意見書

介護保険制度が始まって22年。国民の間に定着したこの制度は、介護を必要とする本人ばかりでなく、介護を担う家族や支援者にとっても欠くべからざるものとなっている。この制度の持続的かつ安定的な運営のためには、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の負担が過重にならないよう、国庫負担割合の引上げが必要と考える。

こうした中、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、2024年度より始まる介護保険制度第9期の法改正に向けて審議が行われ、給付と負担というテーマの下、以下の事項が提示された。

- 1 介護保険サービス利用料の自己負担を原則2割にする。
- 2 要介護1及び2の人の訪問介護及び通所介護を地域支援事業に移行する。
- 3 ケアマネジメントの利用料負担導入(ケアプラン作成の有料化)する。

4 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の多床室室料負担を新設する。

長期化するコロナ禍で生活が不安定な中、過去8か月間で2万品目の商品値上げが行われ、一部では医療費の負担増も実施された。介護保険財政の担い手でもある40歳以上の勤労者層の多くが収入増を見込めず、高齢者の多くが年金のみの収入で生活している。

介護保険サービス利用が必要となる理由のトップである認知症の人は、厚生労働省の推計によれば、2025年には約700万人とされている。高齢者の介護、とりわけ認知症の人の介護が最重要課題であることを踏まえれば、「早期発見・早期対応」と「認知症の専門的な介護」が不可欠なものであり、地域支援事業には、その専門性を担保する体制整備が不十分のままであり、さらなる財政措置を必要としている。

介護保険制度の目的である要介護者の尊厳ある生活の実現と重度化の防止のためには、適切な介護保険サービスの利用を促進する必要がある。そのために、ケアマネジメントは要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から全額支給されている。

介護老人保健施設等3施設は、医療を含む介護を必要とし、自宅への復帰を前提とする施設であり、多床室の室料新設は適当ではない。

以上の観点から、下記のごとく厚生労働大臣に要望する。

1. 様々な経済状況を鑑み、介護保険サービス利用料については、負担増を行わず、来期は現状を維持すること。
2. 地域支援事業の体制が必ずしも十分ではない現状から、要介護1及び2の介護サービスの地域支援事業への移行は拙速な検討は避け、慎重を期すること。
3. サービスの利用促進のため、ケアプラン作成料は全額給付を維持すること。
4. 様々な経済状況を鑑み、引き続き低所得者への負担軽減を継続し、上記3施設の多床室室料は新設しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月 日

厚生労働大臣 様

長野県山ノ内町議会議長 高山 祐一

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

副議長（徳竹栄子君） 発委第10号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第10号を採決します。

発委第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

副議長(徳竹栄子君) 起立全員です。

したがって、発委第10号 第9期介護保険制度改正に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

23 発委第11号 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書の提出について

副議長(徳竹栄子君) 日程第23 発委第11号 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書の提出について上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白鳥社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 白鳥金次君登壇)

社会文教常任委員長(白鳥金次君) 3番 白鳥金次。

発委第11号 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書の提出について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和4年12月16日 提出

社会文教常任委員長 白鳥金次

令和4年12月 日 議決

山ノ内町議会議長 高山祐一

それでは、意見書を朗読いたします。

「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書

再審は、罪を犯していない人・無辜の人が救済される最後のとりでです。無実の人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪です。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰もが認めることでありながら後を絶ちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL殺人事件、東住吉冤罪事件、松橋事件、湖東記念病院人工呼吸器事件に至るまで再審無罪が続きました。

これらの事件で再審開始が認められ無罪となる過程では、常に誤判救済に極めて後ろ向きで検察の執拗な再審妨害立ちはだかつていました。

その壁の一つは検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では無実を主張する請求人と弁護側から新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下にそれらを開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で新証拠の多くが、実は最初から検察が隠し持っていたものであった事実には心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の裁量に委ねられことになり、法の下での平等原則さえもいとも簡単に踏みにじられています。

次に、大きな壁は、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）が許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さんは、これまで、3つの裁判体で3回も再審開始決定を勝ち取りましたが、検察の度重なる不服申立て、即時抗告、特別抗告により再審がいまだに実現されていません。袴田事件は、検察の即時抗告により再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年一審無罪判決、2005年に再審開始決定を得ながら、いずれも検察の不服申立てにより無罪再審開始決定が覆され、89歳で無念の獄死を遂げられました。

公益の代表者という検察官の法的地位からしても裁判所の決定にいたずらに逆らい、無実を訴える人を死に至らしめるという悲劇を繰り返すことは、法的な制限を加える必要があるというのは明確です。このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が無辜の救済のために焦眉の課題です。

現行の刑事訴訟法の再審の規定では、日本国憲法第39条を受けて、不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑事訴訟法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツでも既に50年以上前に再審決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ速やかに再審請求審における証拠の開示について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえて証拠開示の制度化を行うことが求められています。

しかも再審事件を審理する裁判所がどういう手続で審議すべきかの規定が事実上ないに等しくその運用が裁判官に委ねられ、各地の裁判所の審理がばらばらの状態で再審格差が生まれています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の3点について再審法の改正を行うことを要請します。

1. 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること。
3. 再審請求の公正な手続の整備をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月 日

内閣総理大臣 様

法 務 大 臣 様

長野県山ノ内町議会議員長 高山 祐一

皆様のご賛同をお願いします。

副議長（徳竹栄子君） 発委第11号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第11号を採決します。

発委第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

副議長（徳竹栄子君） 起立全員です。

したがって、発委第11号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

2 4 発委第 1 2 号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について

2 5 発委第 1 3 号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

副議長（徳竹栄子君） 日程第24 発委第12号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について及び日程第25 発委第13号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について2件を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

布施谷議会運営委員長、登壇。

（議会運営委員長 布施谷裕泉君登壇）

議会運営委員長（布施谷裕泉君） 6番 布施谷裕泉です。

発委第12号及び発委第13号につきまして、提案の説明をさせていただきます。

発委第12号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について

当町は、「山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」を、別紙のように制定するものとする。

令和4年12月16日提出

山ノ内町議会運営委員長 布施谷 裕 泉

令和4年12月 日議決

山ノ内町議会議長 高山 祐一

続けまして、

発委第13号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について。

当町は、「山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例」を、別紙のように制定するものとする。

令和4年12月16日提出

山ノ内町議会運営委員長 布施谷 裕 泉

令和4年12月 日議決

山ノ内町議会議長 高山 祐一

それぞれの条例の内容につきましては、お手元の資料をご覧のとおりでございますけれども、若干の補足をさせていただきます。

まず初めに、発委第12号について説明いたします。

今回の条例制定につきましては、14年前の平成20年に地方自治法が改正され、第203条におきまして、地方公共団体の議会の議員については議員を除く非常勤職員と区別されました。そのときの改正内容は議員報酬、費用弁償、期末手当の支給について、改めて規定され、これを条例で定めることとされました。

これらに関連する町の条例といたしましては、現行では、議員の報酬については特別職の職員の給与に関する条例、費用弁償については特別職の職員の旅費または費用弁償に関する条例、期末手当については議会の議員の期末手当に関する条例といったように、個別に規定されておりますけれども、今回の改正におきまして、地方自治法の規定に沿って、議会の議員を特別職と区別するとともに、個々の条例を一つにまとめるものでございます。

あわせて、議員報酬の支給につきましては、再選挙、補欠選挙または繰上げ補充により議員となった者には当選の確定した日から、また、議員の辞職、失職、除名、または議会の解散により、任期が終了した場合にはその日までとし、月の初日から支給をする場合以外のとき、または月の末日まで支給する場合以外のときは、日割りによって計算することとし、議員報酬等に関する条例を新たに制定するものでございます。

次に、発委第13号について説明いたします。

本件につきましては、先ほど発委第12号で説明しました議会議員の報酬等に関する条例の制定に伴い、影響する場合、条例につきまして一部改正、または廃止するものでございます。

説明は以上でございます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

副議長（徳竹栄子君） 発委第12号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

副議長（徳竹栄子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

副議長(徳竹栄子君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第12号を採決します。

発委第12号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

副議長(徳竹栄子君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第12号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

発委第13号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

副議長(徳竹栄子君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

副議長(徳竹栄子君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第13号を採決します。

発委第13号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

副議長(徳竹栄子君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第13号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例の制定については、原案のとおり可決されました。

26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

27 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

28 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

29 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

副議長(徳竹栄子君) 日程第26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

副議長(徳竹栄子君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

副議長（徳竹栄子君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

副議長（徳竹栄子君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は11月30日から本日までの17日間の会期でありましたが、補正予算7件、条例の制定13件、契約締結1件など多くの重要案件が慎重に審議されました。

また、一般質問では9名の議員が登壇され、小学校の統合や新型コロナウイルス感染症の対応、観光・農業など産業振興策など、町行政に対し、様々な観点から活発な論戦を展開いただきました。

町長はじめ理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力、あるいはご答弁いただいたことに改めて感謝申し上げます。

なお、一般質問や委員会で出されました意見や提言につきましては、今後の行財政運営や予算執行に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

議員各位には円滑なる議会運営のため格別なるご理解、ご協力を賜り、本定例会がここに閉会を迎えることができますことに心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症はいまだ第8波の中にあり、新規陽性者の発生や確保病床使用率は一進一退の状況を繰り返しており、引き続き感染対策に心がける必要があります。志賀高原、北志賀高原ではスキー場開きが行われ、この冬は各スキー場、温泉街がにぎわうことを切に願うものであります。

結びに、年の瀬を迎え、いよいよ寒さ厳しい時季となります。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛いただき、ご家族一同、ご健勝で希望に満ちた新しい年を迎えられますよう心よりご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

副議長（徳竹栄子君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 令和4年第6回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、11月30日から17日間の会期中で、一般会計・特別会計・企業会計の補正予算、一部条例改正の制定等の審議、また3日間の一般質問では、学校教育、小学校統合や新型コロナウイルス感染症関連についてなど、活発なご議論をいただき、また提案いたしました

案件につきましては、全て原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

12月1日、新たに民生委員・児童委員として42名の方が厚生労働大臣から委嘱され伝達を行い、あわせて、町福祉委員として山ノ内町長からも委嘱をしました。いずれも任期は3年間です。自らの地域内、高齢者、障がい者、子育て家庭にとって身近な相談相手として、また、町とのパイプ役として、福祉行政推進・充実に欠かせない役職です。委員各位には、健康でご活躍いただきたくお願いをいたしました。また、退任されました34名の方へは厚生労働大臣及び長野県知事からの感謝状を伝達させていただきました。

12月2日、町観光大使、三遊亭円楽師匠のお別れ会が東京で開催され、参列しました。三遊亭円楽杯ゲートボール大会には、ボランティアでご参加いただき、軽妙でユーモアのある語りで、常に周囲を笑いの渦にゲートボールを楽しんでいただいたことが、昨日のこのように思えます。

会場には、花、花、そして600名余の各界の方々が訪れ、林家たい平さんの司会で、春風亭昇太師匠、林家木久扇師匠、小泉進次郎議員らのお別れの言葉にいつもの笑点ののりで、会場は笑いの渦に、楽しいにぎやかなお別れの会でした。

12月2日・3日、大阪で、JRスノーリゾートイベントとして、信越8市町村で、今シーズンの誘客を行い、会長の小谷村長、副会長の山ノ内町長、顧問の野沢温泉村長がそれぞれPRの挨拶に立ち、各市町村のご当地キャラも登場し、各観光担当者がそれぞれの観光地のPRを1日3回、2日間行い、10時から5時までPRブースでパンフレットや特産品のプレゼントをし、多くのお客にPRしました。3シーズンぶりのコロナ禍ではございますが、厳しいウインターリゾートに活気が戻ることを大いに期待しています。

12月9日、志賀高原レッツスキー実行委員会が開催されました。長野冬季オリンピック10周年を記念し、多くの子供たちにスキーの楽しさをと始めました「志賀高原レッツスキー」は今シーズンも4会場で、町内外に募集をかけ、多くの方に参加いただき、事故のないよう実施してまいります。開催に当たっては、志賀高原観光協会、志賀高原スキークラブ、志賀高原索道協会、各小学校、和合会、共益会など地主の方々などの協力もいただいております。

12月3日、志賀高原、12月10日、北志賀高原で統一スキー場開き祭が開催され、一日も早い降雪と今シーズンの安全を関係者で祈願・お祝いいたしました。

一方、12月14日、今シーズンの観光コロナ対策会議を開催し、スキー場関係者、ホテル・宿泊業者などに注意喚起とコロナ感染予防対策の徹底とともに、疑わしき方には簡易キットを町のほうで配布し、集団感染予防などを関係者をお願いいたしました。

インバウンド解禁による外国人観光客も増えていることから、今シーズンのコロナ対策により、安心して営業ができ、また、訪れた観光客の皆さんにも、志賀高原・湯田中渋温泉郷・北志賀高原を満喫いただけるように、観光関係者とともに対応してまいります。

昨日、12月15日、中高防犯協会で年末防犯特別警戒及び交通安全パトロールが開催され、1日警察署長として、横浜ベイスターズで大活躍している牧秀悟選手が参加され、パトロール隊

への激励をいただきました。ちなみにお母さんは山ノ内町戸狩の方です。来季の活躍を大いに期待しているところでございます。

今年もあと半月、年の瀬も迫り、何かとお忙しいこととは存じますが、議員各位には、健康には十分気をつけていただき、よいお年をお迎えいただきたいと思います。新年が希望に満ちた年となりますようご祈念申しあげ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉 会

副議長（徳竹栄子君） これにて令和4年第6回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでございました。

(閉 会) (午後 3時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

山ノ内町議会議長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員